

介護人材確保に係る主な事業について

<p>都市圏からの参入促進</p>	<p>離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業</p> <p>離島・中山間地域等にある介護事業者が行う以下の取組を支援 ①地域外からの就職促進（採用職員の赴任旅費等の助成） ②地域外での採用活動支援（合同企業説明会の参加費用等の助成） ③介護従事者の資質向上支援（地域外での資質向上に係る研修の受講費用等の助成）</p>
<p>介護の魅力発信</p>	<p>介護の仕事理解促進事業</p> <p>介護及び介護職に関する魅力を若い世代をはじめ多様な人材層に伝達し、介護人材のすそ野を拡大 ①介護に関するイベントの開催、②学校訪問等による介護職の魅力伝達 ③現役世代を対象にした介護の基礎講座、④介護事業所での介護体験</p>
<p>介護人材確保対策連携強化事業（若手介護職員による福祉を学ぶ生徒への訪問授業）</p>	<p>若手介護職員が福祉系の高校を訪問し、学生に対して介護現場での体験談や魅力について情報を発信。併せて若手介護職員自らが介護職について誇りを持って取り組めるよう意識の醸成を図る。</p>
<p>介護人材確保対策の検討</p>	<p>介護人材確保対策連携強化事業（介護の職場の課題解決に向けた検討会）</p> <p>介護職員の業務負担等の介護の職場が抱える課題を共有し、その課題を解決する方策等について意見交換を実施</p> <p>介護人材確保対策連携強化事業（若手介護職員の意見交換会の開催等）</p> <p>若手介護職員と県が一体となり、介護の魅力を発信するとともに、イメージアップの方策や職員の定着に向けた取組について意見交換を実施（上記「若手介護職員による福祉を学ぶ生徒への訪問授業」に繋がる）</p>

<p>新規入職者の定着支援</p>	<p>介護職員人材確保対策事業</p> <p>①新規に採用した介護職員の人件費の助成（採用から3か月間の賃金、通勤手当、社会保険料） ②介護職員初任者研修課程受講費用に係る費用の助成</p>
<p>スキルアップ支援</p>	<p>介護職員キャリアアップ支援事業</p> <p>介護職員としてのキャリアアップやスキルアップのための講習に要する経費の助成 ①介護員養成研修、②介護職員実務者研修、③アセッサー講習</p>
<p>外国人介護人材受入支援事業</p>	<p>県内の介護事業所で就労する外国人介護人材の円滑な就労・定着を図るため、介護技能向上につながる集合研修を実施</p>
<p>処遇・労働環境改善支援（職員の負担軽減・業務効率化支援）</p>	<p>介護職員処遇改善・労働環境改善支援事業</p> <p>介護職員が将来の見通しを持って働けるよう事業者が行うキャリアパスの構築や、雇用管理の改善、ハラスメントのについての研修等を実施</p>
<p>介護生産性向上推進総合事業</p>	<p>介護業務の効率化と介護職員の負担軽減を図るため介護ロボット導入経費の助成</p> <p>介護サービス事業所IC T導入経費の一部助成</p> <p>介護現場の生産性向上に資するワンストップ型の支援窓口を設置し、労働環境改善、介護人材の確保などに取り組み介護事業所に対する情報提供や助言などの支援を実施</p>

離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業の御案内

1 目的

人口減少や高齢化が著しく進んでいる離島・中山間地域等に地域外からの就職促進の支援や、地域外での採用活動及び介護従事者の資質向上研修を受講するために必要な経費を支援し、介護人材の確保を図る。

2 対象施設

介護保険法に基づく指定介護サービス事業及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームを運営する法人のうち、県内の離島・中山間地域（※）に所在する施設・事業所

（※）参照：令和5年度離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業実施要項
別添「離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業補助対象地域」（県HP掲載）

3 補助内容

離島・中山間地域等にある介護サービス事業所・施設等が介護人材確保のために行う以下の取組について、**1事業所当たり上限800千円**を補助する。

(1) 地域外からの就職促進支援

- ① 地域外からの就職促進（1人当たり上限額200千円）
地域外から介護サービス事業所・施設に就職するために必要な費用を助成
（赴任旅費、引越・転入費用、短期間の就労等）

（要件）当該年度中に新たに雇用した介護職員について（介護職未経験者）

- ① 介護職員初任者研修課程を受講させること
② OJTの計画・実績があること
③ 3ヶ月以上継続して雇用し、申請時点でも在籍していること

※ただし、県外から既資格取得者を雇用する場合は、①、②の要件を満たす必要はない。

- ② 地域外での採用活動支援
介護サービス事業所・施設が採用活動を実施するために要する経費を補助
（地域外での就職説明会の開催、求人サイトへの掲載費用等）
- ③ アドバイザー招へい等

(2) 介護従事者の資質向上支援

- ④ 介護従事者が地域外での資質向上研修を受講するために要する費用を補助

4 様式等掲載場所

（県ホームページ）

健康・福祉＞高齢者・介護保険＞介護人材確保に向けた取組＞

【募集開始】令和5年度離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業の募集について

問合せ先

鹿児島県保健福祉部 高齢者生き生き推進課 介護保険室 事業者指導係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話：099-286-2687

E-mail：k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

鹿児島県 辺地地域一覧

(令和5年3月31日現在)

地域	市町村名	辺地名							
		(過疎地域に存在する辺地には、辺地名の頭に「★」を、離島地域に存在する辺地には「◎」を記入)							
鹿児島	鹿児島市	古里	黒神	高免	桜島白浜	桜島二俣	桜島松浦	喜入瀬々串	喜入生見
		喜入一倉	入佐	直木	有屋田	東俣			
	日置市	上神殿	★山手	★芋野	★平鹿倉				
	いちき串木野市	★下山・平山・小ヶ倉	★土川	★荒川	★岩下・宇都	★川上	★池ノ原	★戸崎・崎野	
	三島村	★◎竹島	★◎硫黄島	★◎黒島					
十島村	★◎口之島	★◎中之島	★◎諏訪之瀬島	★◎平島	★◎悪石島	★◎小宝島	★◎宝島		
南薩	南さつま市	★鉄山東山	★大坂白川	★久志秋目上野小原	★笠沙黒瀬				
	南九州市	★川辺南部	★瀬谷	★梶山	★谷場				
北薩	阿久根市	★脇本北部	★田代東部						
	出水市	上場	辺田						
	薩摩川内市	★八重	★長野	★◎甑島					
	さつま町	★池之野	★北求名	★上場大平					
	長島町	★◎獅子島	★諸浦	★市来崎	★平尾北部	★犬鹿倉	★菅之原	★平尾東部	
始良・伊佐	霧島市	木原	毛梨野・芦谷	黒石・本戸	口輪野・永迫	上之段	平山	★持松	★母ヶ野
		★内之野	★府島	★野上	★永水	★湯之宮	★山ヶ野	★紫尾田・正牟田	★床波・大住
	伊佐市	★田代・釘野々	★辺母木	★山ノ神	★高塚	★西方	★十曾		
	始良市	山花	木津志	★大山	辺川	小山田	★新留		
大隅	鹿屋市	重田	大堀	根木原・花里	高牧	天神・小野原	大始良	★谷田	★東部
		★久木野々	★平房	★浦谷	★朝倉・八重山	★三原	高松・平瀬	馬掛・堂園	★下名
		★上名・神野							
	垂水市	★大野原	★内ノ野	★小谷・段	★野久妻				
	曾於市	★市吉	★恒吉	★高塚・桐原・溝ノ口	★吉ヶ谷	★古井・荒川内	★大峯		
	志布志市	★上田之浦	★八野	★柳井谷	★西下				
	大崎町	★持留	★釜ヶ宇都	★水之谷					
	錦江町	★神川中原	★才原	★大久保	★半ヶ石	★川南	★大原		
	南大隅町	★中別府	★横別府	★郡	★大泊	★島泊	★折山	★大中尾	★辺塚
肝付町	★岸良	★川上							
熊毛	西之表市	★◎西之表市							
	中種子町	★◎中種子							
	南種子町	★◎南種子							
	屋久島町	★◎屋久島	★◎口永良部島						
大島	奄美市	★◎名瀬	★◎住用	★◎笠利					
	大和村	★◎大和村							
	宇検村	★◎宇検							
	瀬戸内町	★◎古仁屋	★◎加計呂麻	★◎請島	★◎与路				
	龍郷町	★◎龍郷町							
	喜界町	★◎喜界町							
	徳之島町	★◎徳之島							
	天城町	★◎天城							
	伊仙町	★◎伊仙							
	和泊町	★◎和泊町							
	知名町	★◎知名							
与論町	★◎与論								

介護職員人材確保対策事業の御案内

1 目的

今後も急速に高齢化が進むことに伴い、引き続き介護人材の確保が必要となることから、介護現場への入職希望者が、働きながら介護資格（介護職員初任者研修課程）を取得できるよう支援し、介護人材の確保及び地域における介護サービスの質の向上を図る。

2 対象施設

介護保険法に基づく指定介護サービス事業及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームを運営する法人のうち、鹿児島県内に所在する施設・事業所

3 補助内容

県内の介護事業所等が新規に雇用した無資格者に係る人件費及び介護職員初任者研修課程の受講に要する経費について、**新規雇用者1人当たり上限420千円を補助します。**

（要件）当該年度中に新たに雇用した介護職員について（介護職未経験者）

- ① 介護職員初任者研修課程を受講させること
- ② OJTの計画・実績があること
- ③ 3ヶ月以上継続して雇用し、申請時点でも在籍していること

- ① **新規雇用者の人件費（3ヶ月分）**
時間外労働、介護職員処遇改善加算に係る給与・一時金等は対象外
- ② **通勤手当等の諸手当**
法人社内規定において、支給が定められているもの
- ③ **社会保険料に係る事業主負担分**
健康保険、厚生年金保険等
- ④ **介護職員初任者研修受講費用**
介護職員初任者研修受講に係る費用（教材費を含む）
※ただし、事業実施先と養成機関が同一法人である場合は対象外

4 様式等掲載場所

（県ホームページ）

健康・福祉＞高齢者・介護保険＞介護人材確保に向けた取組＞

【募集開始】令和5年度介護職員人材確保対策事業～就業と資格の支援～

問合せ先

鹿児島県保健福祉部 高齢者生き生き推進課 介護保険室 事業者指導係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話：099-286-2687

E-mail：k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

介護職員キャリアアップ支援事業

1 事業目的

介護職員として働くために必要不可欠な基本的な知識や技術を習得するための介護員養成研修、キャリアアップやスキルアップのための講習（介護職員 実務者研修、アセッサー養成）に要する経費を助成し、介護人材の確保・資質向上を図る。

離島において開催される介護に関する短期集中的な研修を支援することにより、受講機会の確保を図り職員の資質向上を促進する。

2 事業内容

	①介護員養成研修費用助成	②介護職員実務者研修費用助成	③アセッサー講習費用助成	④離島における介護職員研修費用助成
研修内容	介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修	介護職員実務者研修	キャリア段位制度に係るアセッサー講習	離島で開催される介護に関する短期集中講習 (年2回、各3日間)
対象経費	受講料（テキスト代を含む）			旅費
対象額	受講料の1/2 上限：介護職員初任者研修50千円 生活援助従事者研修25千円	受講料の1/2上限 ：50千円	10千円/人 (受講料1/2相当額)	離島への移動旅費 上限：534千円
補助対象	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	業務委託先
対象人員	介護職員初任者：15人 生活援助従事者：10人	50人	アセッサー講習 ：25人	受講想定60人
要件	受講料を事業者が負担し、かつ研修を修了していること等			

問合せ先

鹿児島県保健福祉部 高齢者生き生き推進課 介護保険室 事業者指導係
 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話：099-286-2687
 E-mail：k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

外国人介護人材受入支援事業

1 目的

外国人介護人材に対する資質向上のための研修を実施することにより、外国人介護人材が県内の介護事業所において、円滑に就労・定着できるような環境づくりを整備する。

2 事業内容

- ・ 県内の介護事業所で就労する外国人介護人材の円滑な就労・定着を図るため、介護技能の向上につながる研修を実施する。
- ・ 集合研修（委託による実施）を行う。
※ 集合研修の受講を原則とする。

集合研修	
実施主体	県
実施方法	委託により実施
実施場所	各地域振興局・支庁
実施回数	地域毎に各2回開催 ※ 受講回数の制限なし
研修内容	① 各施設で学んだ介護技術の定着を目的とした復習や確認 ② 介護の日本語、文化の理解
研修受講者	県内の介護事業所で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人

3 研修の位置づけ

次の①及び②を踏まえ、県が実施する研修は、受講者がこれまで受講した研修内容の定着や、文化の理解やコミュニケーション等の向上を目的とした研修内容とする。

- ① 技能実習生は、入国後、直ちに監理団体（実習実施者）が実施する日本語学習や介護導入研修を受講（約290時間）
- ② 技能実習生及び特定技能外国人は、各施設・事業所に勤務後、技能実習責任者等の指導のもとOJTによる研修を受講。

問合せ先

鹿児島県保健福祉部 高齢者生き生き推進課 介護保険室 事業者指導係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話：099-286-2687

E-mail：k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

介護職員処遇・労働環境改善支援事業

1 目的

今後、高齢化の更なる進行、現役世代の急速な減少が生じる中、介護人材を安定的に確保・維持していくことが求められている。そのためには、誰もが意欲を持って、安心して働ける環境を整備することが重要である。

このため、介護職員が将来の展望を持って働くことができるよう、介護事業所の管理者等を対象として、キャリアパスの構築や雇用管理の改善のほか、離職の要因の一つであるハラスメントについて研修等を行うことにより、介護事業所における介護職員の処遇・労働環境の改善の取組を促進し、介護人材の確保を図る。

2 事業内容

(1) キャリアパス構築の支援

介護事業者に対し、介護職員処遇改善加算等の取得要件であるキャリアパス構築に向けた研修会等を開催

- ・ 全体セミナー、研修会の開催
- ・ 社会保険労務士等専門家の派遣

(2) 雇用管理改善方策の普及

研修機会の少ない離島地域の介護事業者に対し、人事管理、人材育成、労務管理、賃金等の雇用管理全般に関する知識やノウハウを習得するための研修会を開催

(3) ハラスメント対策の充実

介護現場で起こりうるハラスメントの対策について、管理者向けの研修会の開催及び希望する事業所へ専門家を派遣

(例)

- ・ 介護現場でハラスメントのきっかけや原因となる事柄
- ・ 利用者や家族等から、介護保険制度や契約の範囲を超えるサービスを求められた場合の対応
- ・ 対応マニュアルの作成と共有・運用

問合せ先

鹿児島県保健福祉部 高齢者生き生き推進課 介護保険室 事業者指導係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話：099-286-2687

E-mail：k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

介護ロボット導入支援事業

1 目的

介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護職員の職場定着化の環境整備策として有効であることから、入浴支援機器や見守りセンサーなどの介護ロボットの導入を支援し、介護職員の労働環境の改善を行う。

2 事業内容

	助成内容等
補助上限額	移乗支援, 入浴支援: 100万円
	見守り機器の導入に伴う通信環境整備 (Wi-Fi環境整備, インカム) 150万円
	上記以外: 30万円
補助上限台数	利用定員の2割
補助率	1/2 (一部3/4に見直し) 【3/4の要件: 以下の①、②のいずれにも該当する場合】 ① 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること ② 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること
補助対象	① 移乗介助ロボット ② 移動支援ロボット ③ 排泄支援介護ロボット ④ 見守り・コミュニケーションロボット ⑤ 入浴介護ロボット ⑥ 介護業務支援ロボット

①移乗介助



②移動支援



③排泄支援



④見守り・コミュニケーション



⑤入浴介護



⑥介護業務支援



問合せ先

鹿児島県保健福祉部 高齢者生き生き推進課 介護保険室 事業者指導係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話: 099-286-2687

E-mail: k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

介護サービス事業所 ICT 導入支援事業

1 目的

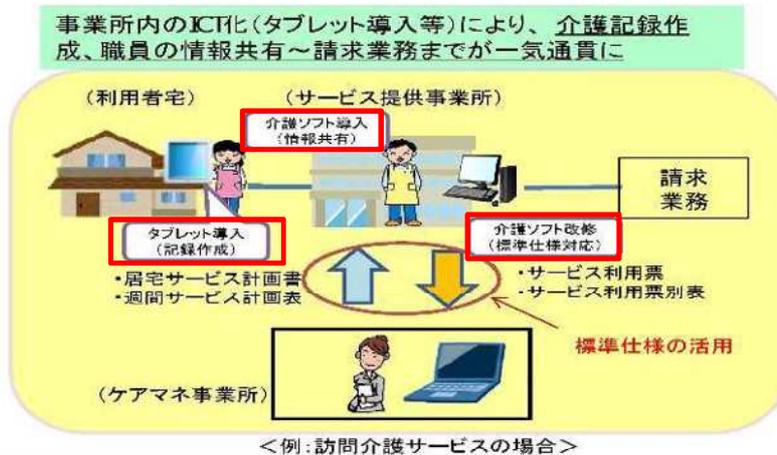
介護記録，情報共有，請求業務が一通貫でできる介護ソフト等の導入を支援し，介護職員の負担軽減と質の高いサービスの効率的な提供を図る。また，介護事業所と科学的介護情報システム「L I F E」との連携を支援することで科学的根拠に基づく介護サービスの提供を推進する。

2 事業内容

介護サービス事業所への ICT 導入に係る費用の一部助成（下記参照）

	助成内容
補助上限額	事業規模に応じて補助上限額を設定 ① 職員 1 人～10人 100万円 ② 職員11人～20人 160万円 ③ 職員21人～30人 200万円 ④ 職員31人～ 260万円
補助率	県 3 / 4（以下の要件のいずれかを満たす場合）それ以外は県 1 / 2 ① 科学的介護情報システム「LIFE」にデータを提供している又は提供を予定している ② ケアプランデータ連携システム等を利用して，ケアプラン標準仕様に準じて出力されたCSVファイルにより，居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定している。 ③ 文書量半減を実現する導入計画となっている。
補助対象	① 介護ソフト（記録業務，情報共有業務（事業所内外含む），請求業務が一通貫で行うことが可能となっていること。） ② 介護ソフトは，居宅介護支援事業所，訪問介護事業所等の場合，「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携」に準じたものであること。 ③ タブレット端末やインカム，勤怠管理・シフト表作成等のバックオフィス業務用のソフト（既に介護ソフトにより一通貫となっていることが前提。タブレット端末は必ず介護ソフトをインストールし，業務のみに使用すること。） ④ 上記の運用に必要なWi-Fiルーター等通信環境を整備するために必要な機器の購入設置費用 ⑤ クラウドサービスや保守・サポート費等の経費

【ICT導入イメージ】



問合せ先

鹿児島県保健福祉部 高齢者生き生き推進課 介護保険室 事業者指導係
 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話：099-286-2687
 E-mail：k-jigy@pref.kagoshima.lg.jp

介護生産性向上推進事業

1 目的

介護人材の確保・処遇改善，介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入，介護助手の活用など，介護現場の革新，生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的・横断的に一括して，適切な支援につなぐワンストップ型の総合的な事業者への支援を行う。

2 事業内容

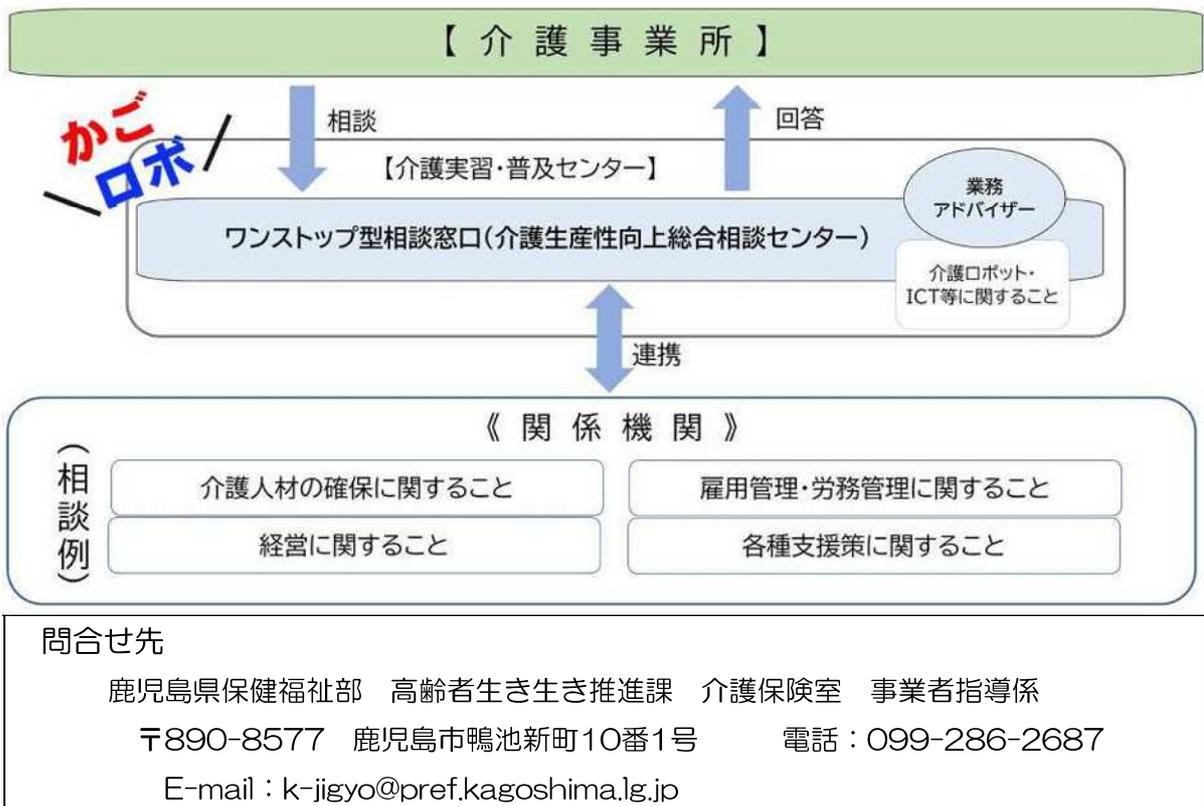
- ・ 介護生産性向上総合相談センターの設置
(かごしま介護ロボット等相談窓口(略称 かごロボ))

開設日：令和6年6月1日

場 所：介護実習・普及センター内

(カクイックス交流センター2F)

- (1) 介護現場における生産性向上の取組に関する研修会
- (2) 生産性向上に取り組む介護事業所に対する有識者の派遣
- (3) 介護事業所からの生産性向上・人材確保の取組等に関する相談対応等
- (4) 介護ロボット等の機器展示
- (5) 介護ロボットの試用貸出
- (6) 他の機関との連携



介護生産性向上総合相談センター (かごしま介護ロボット等相談窓口)のご案内

国が進める介護現場の生産性向上に係る取組のもと、鹿児島県が実施する「介護生産性向上推進総合事業」の一環として、業務を行います。

安心安全な介護のために
介護負担を軽減するために
介護ロボット・ICTを
導入したい!

かご 愛称
ロボ

介護事業所

そのお悩み

かごロボに
ぜひご相談ください!

業務改善・効率化に
取り組みたいが
方法が分からない!

かごロボでできること

① 介護現場の生産性向上に関するご相談

- ・介護事業所から → 介護ロボット、ICTの導入・活用方法など介護現場の生産性向上（業務改善・効率化等）に関する相談をお受けします。

② 介護ロボットの体験

- ・どなたでも! → 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援分野の介護ロボット18点を常設展示! 実際に触れて体験できます。
※展示介護ロボットの詳細については、下記ホームページから閲覧できます。

③ 介護ロボットの試用貸出

- ・介護事業所から → 介護ロボットの試用貸出について相談をお受けします。
※厚生労働省が作成する「介護ロボットの試用貸出リスト」に掲載のロボットを対象に開発企業からの無償貸出について調整を行います。

【お問い合わせ先】

鹿児島県介護生産性向上総合相談センター（鹿児島県介護実習・普及センター内）

〒892-0816 鹿児島市山下町14-50 カクイックス交流センター2階（かごしま県民交流センター）

開館時間：9:00～17:00 休館日：月曜日（祝日の場合は翌日）年末年始（12/29～1/3）



かごロボ 検索

☎ 099-221-6617 📠 099-239-0384 🏠 <https://www.kaken-shakyo.jp/pages/109/>

📧 kaigo5-kakenshakyo@po5.synapse.ne.jp

令和6年度介護生産性向上推進総合事業（鹿児島県委託事業）

＼かごロボ／の具体的な利用方法

【相談業務】

- ・介護事業所からの生産性向上（業務改善・効率化等）に関する様々な相談に対応します。
- ・「介護ロボットやICTを導入したい」等の具体的な相談の他、「介護現場の生産性向上に取り組みたいが、何から手をつけてよいか分からない」などの相談でも結構です。
- ・かごロボで解決できない場合は、関連する機関や事業と連携した上で、相談者の課題が解決するよう支援を行います。詳しくは、かごロボホームページをご覧ください。

《相談方法》

- ① かごロボホームページの「相談受付フォーム」より必要事項を入力してください。
- ② かごロボの担当者から申し込み事業所に電話又はメールで連絡して、状況の聞き取りをさせていただきます。

※ 相談終了後に、「相談後アンケート」の提出をお願いしています。

【介護ロボット体験展示】

《体験方法》

介護ロボットの体験については、当日直接のお申込でも結構ですが、事前にかごロボホームページの「相談受付フォーム」から登録いただくと、スムーズな対応が可能です。特に事業所などからグループでの体験をご希望の場合は、事前の登録をお願いします。

※体験後に、「体験展示アンケート」の提出をお願いしています。

【介護ロボット試用貸出】

《試用貸出方法》

- ① かごロボホームページの「相談受付フォーム」から登録後、「試用貸出申込書（様式）」に必要事項を記入し、かごロボに郵送又はメール送信してください。
- ② かごロボでは、申込書が届き次第、開発企業に連絡を取り試用貸出の調整を行います。
- ③ 開発企業(又は代理店)から申込事業所に、日程調整等の連絡が入り、調整がつけば貸出となります。
- ④ 試用貸出が終了したら、ホームページの「試用貸出アンケート」に入力いただき完了です。

上記以外のご相談についても
お気軽に相談受付フォームからお問合せください！